

## ○沖縄市就学援助事務取扱要綱

(平成 19 年 1 月 9 日教育長決裁)

**改正** 平成 20 年 5 月 29 日教育長決裁 平成 21 年 1 月 22 日教育長決裁  
平成 21 年 7 月 28 日教育長決裁 平成 21 年 10 月 2 日教育長決裁  
平成 22 年 8 月 6 日教育長決裁 平成 22 年 11 月 15 日教育長決裁  
平成 24 年 11 月 28 日教育長決裁 平成 27 年 3 月 20 日教育長決裁  
平成 28 年 3 月 31 日教育長決裁 平成 28 年 9 月 21 日教育長決裁  
平成 29 年 3 月 31 日教育長決裁 平成 29 年 12 月 28 日教育長決裁  
平成 30 年 3 月 30 日教育長決裁 平成 30 年 10 月 31 日教育長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、沖縄市就学援助規則(平成 19 年教委規則第 1 号。以下「規則」という。)に基づき、就学援助に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護者 規則第 2 条第 1 号の規定に基づき認定された者
- (2) 準要保護者 規則第 2 条第 2 号の規定に基づき認定された者
- (3) 被認定者 要保護者又は準要保護者
- (4) 世帯の収入 規則第 2 条第 2 号エに規定する世帯の収入額は、就学援助を申請した年の前年又は前々年の世帯員全員に係る収入で、次の算式により算出した額とする。

(所得税法上の所得の合計額(ただし、給与及び公的年金等については収入額とする。)-所得控除(社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ))

- (5) 需要額 申請年度の生活保護法に基づく生活保護において用いる用語及び生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)に従って、次の算式により算出した額とする。この場合においては、平成 25 年厚生労働省告示第 174 号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)を適用するものとする。

(第 1 類+第 2 類(冬季加算を含む。)+教育扶助(一般基準額、学校給食費のみ。)+住宅扶助(一般基準のみ。)+(期末一時扶助÷12))×12

(準要保護者)

第 3 条 規則第 2 条第 2 号エに規定する者とは、世帯の収入が、需要額に 1.3 を乗じて得た額未満の者とする。

- 2 規則第 2 条第 2 号オに規定する者とは、次に掲げる各号(以下「特別事情」という。)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 災害又は火災により財産を失った者
- (2) 生計維持者等が死亡した者
- (3) 生計維持者等が、長期療養中又は休職中により収入がない者
- (4) 破産宣告を受けた者

(費目の内容等)

第4条 規則第3条第1項に規定する費目の内容等は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費 児童生徒が通常必要とする学用品(鉛筆、ノート、絵の具、実験実習材料等の各教科及び特別活動の学習に必要な物)の購入費
- (2) 通学用品費 第2学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品(通学用靴、上履き、雨傘、帽子等)の購入費
- (3) 校外活動費 児童生徒が修学旅行を除く校外活動に参加するために要する交通費及び見学科
- (4) 新入学児童生徒学用品費等 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、通学用靴、上履き、雨傘、帽子等)の購入費
- (5) 修学旅行費 児童生徒が参加する修学旅行の経費のうち、修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担することとなる経費(記念写真代、医薬品代、旅行損害保険料、添乗員経費、貨物輸送料、ガイド料、しおり代、通信費、旅行取扱料金等)並びに病気等の理由でやむを得ず不参加となった場合のキャンセル料
- (6) 学校給食費 学校給食に要する経費
- (7) 医療費 児童生徒が感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で、学校保健安全法施行令(昭和33年6月10日政令第174号)第8条に規定する疾病にかかり学校において治療の指示を受け、その疾病治療に要した費用で社会保険等の給付を受けられる額を控除した自己負担の額
- (8) 学校徴収金 PTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費及び生徒会費(児童会費、学級費、クラス会費を含む。)として一律に負担すべきこととなる経費

(区域外就学者に対する就学援助の費目)

第5条 規則第3条第3項の規定の区域外就学している児童生徒の保護者に対する就学援助の費目は、次のとおりとする。

区分	支給対象者	費目
市内に居住し、沖縄市立以外の国・公立小・中学校に在学している児童生徒の保護者	要保護者	修学旅行費
	準要保護	学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費及び学校徴

	者	収金
市外に居住し、沖縄市立小・中学校に在学している児童生徒の保護者	要保護者	医療費
	準要保護者	学校給食費及び医療費

(援助金の額)

第6条 規則第4条の援助金の額は、別表第1のとおりとする。

(申請方法等)

第7条 規則第5条第1項に規定する申請書とは、就学援助申請書兼委任状・依頼書（様式第1号。以下「申請書」という。）とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、生活保護を受けている者又は就学援助認定及び医療費援助事務にかかる個人番号届出書（様式第7号）を提出した者については、添付書類の全部または一部を省略することができる。

- (1) 住民票謄本(続柄及び本籍が記載されているもの)
  - (2) 市県民税(所得・課税)証明書
  - (3) その他教育長が必要と認める書類
- 2 特別事情により審査を受けようとする者は、前項の必要書類に当該事情を証明する書類を添付し提出しなければならない。
- 3 規則第5条第2項に規定する期日及び規則第6条第3項に定める認定日とは、次のとおりとする。

区分	対象	内容	申請期日	認定日	備考
継続申請	小学校第2学年から第5学年、中学校第1学年から第2学年	被認定者で翌年度も引き続き認定を受けるための申請	2月10日	4月1日	要保護者の申請は、当年度の3月末日までとし、準要保護者の申請は、当年度の12月20日までとする。
新規申請	全学年	年度当初から認定を受けるための申請	5月20日	4月1日	
追加申請	全学年	継続申請及び新規申請を除く年度途中の申請 第3条第2項	毎月末日	申請日の翌月の1日	

		第3号による申請			
		第3条第2項第1号、第2号及び第4号による申請	当該事由の発生した日から6ヶ月（12月21日から3月31日までの期間を除く。）以内とする。		
就学前申請	就学予定者（小学校）	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けるための申請	12月20日	教育長が就学予定者の新入学児童生徒学用品費等の支給を認定した日	
	就学予定者（中学校）	被認定者で新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けるための申請	2月10日		

## 第8条 削除

（認定可否の通知）

第9条 規則第6条第2項に規定する申請者に対する通知は、就学援助受給者認定通知書（様式第2号）及び就学援助否認定通知書（様式第3号）により行う。

（認定の変更）

第10条 準要保護者が、生活保護法に規定する要保護者となったときは、新たな申請書を作成し、校長を経て教育長へ提出する。この場合の認定日は、当該要保護者となった日とする。

2 前項の規定により認定された者に対し、就学援助受給者認定通知書（様式第2号）によりその旨通知する。

（援助金給付の時期及び方法）

第11条 援助金給付の時期及び方法は、別表第2のとおりとする。

（辞退の届出）

第12条 規則第8条の辞退の届出は、就学援助辞退届（様式第5号）により行わなければならない。

（認定取消の通知）

第13条 規則第9条第2項の認定取消の通知は、就学援助認定取消通知書（様式第6号）により行わなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成20年5月29日教育長決裁)

この要綱は、平成20年5月29日から施行する。

附 則(平成21年1月22日教育長決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月28日教育長決裁)

この要綱は、平成21年7月28日から施行する。

附 則(平成21年10月2日教育長決裁)

この要綱は、平成21年10月2日から施行する。

附 則(平成22年8月6日教育長決裁)

この要綱は、平成22年8月6日から施行する。

附 則(平成22年11月15日教育長決裁)

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

附 則(平成24年11月28日教育長決裁)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日教育長決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教育長決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月21日教育長決裁)

この要綱は、平成28年9月21日から施行する。

附 則(平成29年3月31日教育長決裁)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月28日教育長決裁)

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日教育長決裁)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 31 日教育長決裁)

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

単位(円)

学年	月別・区分	小学校			中学校			
		学用品費	通学用品費	学校徴収金	学用品費	通学用品費	学校徴収金	
第一学年	Ⅰ期	4月	960	0	250	1,860	0	350
		5月	950	0	250	1,860	0	330
		6月	950	0	250	1,860	0	330
		7月	950	0	250	1,860	0	330
		計	3,810	0	1,000	7,440	0	1,340
	Ⅱ期	8月	960	0	250	1,860	0	350
		9月	950	0	250	1,860	0	330
		10月	950	0	250	1,860	0	330
		11月	950	0	250	1,860	0	330
		計	3,810	0	1,000	7,440	0	1,340
	Ⅲ期	12月	950	0	250	1,860	0	330
		1月	950	0	250	1,860	0	330
		2月	950	0	250	1,860	0	330
		3月	950	0	250	1,860	0	330
		計	3,800	0	1,000	7,440	0	1,320
	合計	11,420	0	3,000	22,320	0	4,000	
	その他の学年	Ⅰ期	4月	960	190	250	1,860	190
5月			950	185	250	1,860	185	330
6月			950	185	250	1,860	185	330
7月			950	185	250	1,860	185	330
計			3,810	745	1,000	7,440	745	1,340
Ⅱ期		8月	960	190	250	1,860	190	350
		9月	950	185	250	1,860	185	330
		10月	950	185	250	1,860	185	330
		11月	950	185	250	1,860	185	330

	計	3,810	745	1,000	7,440	745	1,340
Ⅲ期	12月	950	185	250	1,860	185	330
	1月	950	185	250	1,860	185	330
	2月	950	185	250	1,860	185	330
	3月	950	185	250	1,860	185	330
	計	3,800	740	1,000	7,440	740	1,320
合計		11,420	2,230	3,000	22,320	2,230	4,000

校外活動費 (宿泊を伴うもの) 〈限度額〉	小学校	3,620	校外活動費 (宿泊を伴わないもの) 〈限度額〉	小学校	1,570
	中学校	6,100		中学校	2,270
新入学児童 生徒学用品費等	小学校	40,600	修学旅行費 〈限度額〉	小学校	21,490
	中学校	47,400		中学校	57,590
学校給食費	小学校	4,100円/月	医療費	小学校	対象経費の3割分
	中学校	4,600円/月		中学校	

※ 校外活動費、修学旅行費及び学校給食費は、実費と限度額のいずれか小さい方を給付する。

※ 要保護者の場合、修学旅行費及び医療費は対象経費の全額を給付する。

別表第2(第11条関係)

費目	対象 学年	給付回 数及び 給付時 期	給付方法	備考
学用品 費	全学 年	合計3 回	被認定者 又は学校 長の指定 する口座 へ振り込 む	
通学用 品費	第2 学年 以上	第1回 8月 (4月～ 7月分) 第2回 12月 (8月～ 11月 分) 第3回 3月 (12月 ～3		

		月)		
校外活動費	全学年	年1回 3月	被認定者 又は学校 長の指定 する口座 へ振り込 む	校外活動に参加した場合に、実費額のうち限度額の範囲内で給付(宿泊を伴うものは、年1回)
新入学 児童生 徒学用 品費等	第1 学年 の児 童生 徒	年1回 8月	被認定者 又は学校 長の指定 する口座 へ振り込 む	認定日が4月1日から4月21日の間で、4月の在学日数が10日以上の場合に給付(入学前に給付を受けた者は対象外とするが、市外で新入学用品費等に相当する費目の給付を受けた者で、その額が沖縄市の定める額に満たない場合は、差額分を給付)
	就学 予定 者	年1回 3月	被認定者 の指定す る口座へ 振り込む	申請した年度の3月1日に沖縄市に居住している者を対象とする。
修学旅 行費		実施後	被認定者 又は学校 長の指定 する口座 へ振り込 む	小・中学校を通じて各々1回給付
学校給 食費	全学 年	合計3 回 第1回 8月 (4月～ 7月分) 第2回 12月 (8月～ 11月 分) 第3回 3月 (12月 ～3 月)	被認定者 又は学校 長の指定 する口座 へ振り込 む	
医療費	全学 年	毎月払	医療機関 等へ支払 う	別に定める学校保健安全法医療券により医療機関の診療を受けた場合に給付



学校徴収金	全学年	合計3回 第1回 8月 (4月～7月分) 第2回 12月 (8月～11月分) 第3回 3月 (12月～3月)	被認定者 又は学校 長の指定 する口座 へ振り込 む	
-------	-----	---	---	--

様式第1号(第7条関係)

就学援助申請書兼委任状・依頼書

様式第1号

[別紙参照]

様式第2号(第9条関係)

就学援助受給者認定通知書(要保護・準要保護)

様式第2号

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

就学援助否認定通知書(準要保護児童生徒用)

様式第3号

[別紙参照]

様式第4号 削除

様式第5号(第12条関係)

就学援助辞退届

[別紙参照]

様式第 6 号(第 13 条関係)

就学援助認定取消通知書(準要保護児童生徒用)

様式第 6 号

[別紙参照]

様式第 7 号(第 7 条関係)

就学援助認定及び医療費援助事務にかかる個人番号届出書

様式第 7 号

[別紙参照]